

安全データシート

【製品名】 リペアウェット

1. 製品及び会社情報

【製品情報】

製 品 名：リペアウェット

一 般 名：吹付けロックウール専用補修材

製品の概要：リペアウェットは、吹付けロックウールの欠損部分を補修するための専用補修材で、ロックウールとセメント及び有機添加剤をあらかじめ工場混合したものに、現場で水を加えて攪拌混合し、欠損部分に塗付けて補修する。使用しているロックウールのホルムアルデヒド放散等級はF☆☆☆☆である。硬化後のリペアウェットもホルムアルデヒド放散等級はF☆☆☆☆に該当する。

【推奨用途】 吹付け耐火被覆材専用水練り補修材、不燃材料用途

【使用上の制限】 推奨用途以外には原則として使用しないこと

【会社情報】

会 社 名：株式会社エーアンドエークレスト

所 在 地：東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 27 階

担 当 部 門：営業企画部

電 話 番 号：03-5479-2260

F A X 番 号：03-5479-2259

緊急連絡先：同上

2. 危険有害性の要約

GHS分類：混合物としての評価^{注)}

物理化学的危険性

分類できない

健康有害性

皮膚腐食性／刺激性

区分 1

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分 1

生殖細胞変異原性

区分 2

発がん性

区分 1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分 2 (呼吸器)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分 1 (呼吸器)

区分 2 (免疫系、腎臓)

記載のないものは分類できない又は区分に該当しない。

環境有害性

水生環境有害性 短期 (急性)

分類できない

水生環境有害性 長期 (慢性)

分類できない

オゾン層への有害性

分類できない

注) GHS 分類のための情報、知見が入手不可である成分は評価に含まない又は分類できないとした

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：危険

危険有害性情報：重篤な皮膚の薬傷および重篤な眼の損傷
 遺伝性疾患のおそれの疑い
 発がんのおそれ
 呼吸器の障害のおそれ
 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害
 長期にわたる、又は反復ばく露による免疫系、腎臓の障害のおそれ

注意書き：

- 【安全対策】使用前に全ての安全説明書（SDS）を入手し、読み、従うこと。
 保護手袋、保護衣、保護長靴、保護めがね、防じんマスクを着用すること。
 粉じんを吸入しないこと。
 取扱い作業場所で飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後はよく手、顔を洗うこと。眼を触らないこと。
- 【応急措置】吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 すぐに救急の医療処置を受けること。
 皮膚に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。付着した部分を石鹼水で洗浄し、やや熱めの温湯で洗い流すこと。
 眼に入った場合：すぐに水で15～20分間洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。すぐに救急の医療処置を受けること。
 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。すぐに救急の医療処置を受けること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。
 気分が悪い時は、医療処置を受けること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 【保管】水に濡らさないこと。
 施錠又は部外者が触れないような措置をし、保管すること。
- 【廃棄】内容物及び容器を国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質、混合物の区別：混合物

化学名又は一般名：

化学名又は一般名	CAS 番号	官報公示 整理番号	含有量(%)	労働安全衛 生法 ¹⁾ 対象 物	特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法 律(PRTR 法) ²⁾
ロックウール ³⁾	なし	登録あり	55～65	1118	非該当

鉱油	非開示	登録あり	<0.5	168	非該当
ポルトランドセメント ⁴⁾	65997-15-1	登録あり	35~45	非該当	非該当
アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム又は テトラデセンスルホン酸ナトリウム	68937-98-4	2-2807	1 未満	非該当	694 ⁵⁾

注) 主成分及び上記法律 1)2) の対象物質、その他危険有害性があると思われる原材料について表中に記載
3) ロックウール中の化学組成としてマンガンが 1%未満含有している。

4) ポルトランドセメントに酸化マンガン (CAS:1344-43-0) が 1%未満、結晶質シリカ (CAS:14808-60-7) が 5%以下、酸化カルシウム (CAS : 1305-78-8) が 5%以下含有している。

5) 第 1 種指定化学物質 管理番号 694

ナトリウム＝アルケンスルホナート（アルケンの炭素数が 1 4 から 1 6 までのもの及びその混合物に限る。）及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（アルカンの炭素数が 1 4 から 1 6 までのもの及びその混合物に限る。）並びにこれらの混合物

※含有成分のアルファオレフィンスルホン酸ナトリウム又はテトラデセンスルホン酸ナトリウムは、上記第 1 種指定化学物質 管理番号 694 に該当する。

4. 応急措置

ばく露又はばく露の懸念がある場合：すぐに救急の医療処置を受けること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。すぐに救急の医療処置を受けること。

皮膚についた場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。付着した部分を石鹼水で洗浄し、やや熱めの温湯で洗い流すこと。

眼に入った場合：すぐに水で 15～20 分間洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。すぐに救急の医療処置を受けること。

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。すぐに救急の医療処置を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤：本製品は不燃物質である。

使ってはならない消火剤：周辺の火災時は全ての消火薬剤の使用可。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

：関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

：製品の環境中への流出を避ける。

濃厚な洗浄水は中和、希釈処理等により、河川等に直接流出しないように対策をとる。

粉じんが飛散しないようにする。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

：粉じんが飛散しないように、掃除機で回収する。掃除機が使用できない場合は、湿潤な状態にして、掃き集めて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

〔取扱い上の注意〕

- 技術的対策 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項 : 屋内で取り扱う場合は、換気に注意する。みだりに粉じんが発生しないように取り扱う。
- 接触回避 : 保管時…水、湿気、酸
使用時…酸
- 衛生対策 : 取扱い後はよく手、顔、口等を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食または喫煙しないこと。

〔保管上の注意〕

- 技術的対策 : 保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な証明及び換気の設備を設ける。
- 混触禁止物質 : 酸性の製品、水（水との接触で、強アルカリ（pH12～13）を呈するため）
- 保管条件 : 酸性の製品、水と接触の恐れがない場所に貯蔵する。
部外者が触れない措置を講ずる。
- 安全な容器包装材料 : 防湿性の容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度・許容濃度

	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会 2025	ACGIH 2025
ロックウール	3.0 mg/m ³ ⁶⁾	1 f/ml ⁸⁾	1 f/cc ⁹⁾
セメント	0.43 mg/m ³ ⁷⁾	吸入性粉じん 1mg/m ³ , 総粉じん 4mg/m ³	データあり

6) 鉱物性粉じんの遊離けい酸 0%として

7) $E=3.0/(1.19Q+1)$ mg/m³ により算出

(E:管理濃度、Q:当該粉じんの遊離けい酸（結晶質シリカ）含有率（%）)

8) 上気道の一時的な機械的な炎症として

9) 長さ 5μm 以上、直径 3μm 未満、アスペクト比（長さ/直径）3 以上の繊維

設備対策：室内で取扱う場合は、管理濃度以下にするために粉じんの飛散源を密閉にするか局所排気装置、除じん装置を設置する。設置が困難な場合には、適切な呼吸用保護具を着用する。

保護具：

- 呼吸用保護具

防じんマスクの型式は、国家検定の取替式防じんマスク、使い捨て式防じんマスクがあり、濃度が高い場合は取替式防じんマスクを、濃度が比較的低い場合は使い捨て式防じんマスクを推奨する。いずれにしても顔面への密着の状態には特に留意し、フィルタの点検と交換などの保守管理を適切に行う。

- 保護眼鏡

必要に応じて、ゴーグル、サイドシール付き保護眼鏡等、作業に適した保護具を使用する。

- 手袋・作業衣

水生環境有害性 短期(急性)	：情報なし
水生環境有害性 長期(慢性)	：情報なし
残留性・分解性	：情報なし
生物蓄積性	：情報なし
土壤中の移動性	：情報なし
オゾン層への有害性	：当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。
環境基準	：土と混合した改良土からは、土壤環境基準を超える六価クロムが溶出する場合があるので、事前に試験を行い、溶出量を確認する。

1 3. 廃棄上の注意

化学品汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
残余廃棄物

- ・ 固化後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄する。
- ・ 洗浄水等の排水は、水質汚濁防止法等の関連諸法令に適合するように十分留意しなければならない。
- ・ 処理等を外部の業者に委託する場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。

汚染容器及び包装

- ・ 容器は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い処分する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

- ・ 国連番号 : 該当しない
- ・ 国連品名 : 該当しない
- ・ 国連危険有害性クラス : 該当しない
- ・ 副次危険 : 該当しない
- ・ 容器等級 : 該当しない
- ・ 海洋汚染物質 : 該当しない
- ・ IMO によるばら積み
- 輸送される物質 : 該当しない

国内規制

- ・ 海上規制情報 : 該当しない
- ・ 航空規制情報 : 該当しない
- ・ 陸上規制情報 : 該当しない

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：粉じんの立たない方法で輸送すること。破袋、損傷、容器から漏れ、荷崩れ等の防止を確実に行うこと。
湿気、水濡れに注意すること。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法：表示及び通知対象物質

（人造鉱物繊維、マンガン及びその無機化合物、結晶質シリカ）

リスクアセスメントを実施すべき適用対象物

（人造鉱物繊維、マンガン及びその無機化合物、結晶質シリカ）

がん原生物質（結晶質シリカ）



皮膚刺激性有害物質（ポルトランドセメント、酸化カルシウム）

粉じん障害防止規則：適用

消防法：適用なし

危険物船舶運送及び貯蔵規則：適用なし

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）

：第 1 種指定化学物質 管理番号 694

ナトリウム＝アルケンスルホナート（アルケンの炭素数が 14 から 16 までのもの及びその混合物に限る。）及びナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（アルカンの炭素数が 14 から 16 までのもの及びその混合物に限る。）並びにこれらの混合物

※含有成分のアルファオレフィンスルホン酸ナトリウム又はテトラデセンスルホン酸ナトリウムは、上記第 1 種指定化学物質 管理番号 694 に該当するが製品中の含有量は 1 %未満

16. その他の情報

〔参考文献〕

- 1) 労働省告示第 79 号：作業環境評価基準（平成 27 年 9 月 30 日改訂）
- 2) 産業衛生学雑誌 第 65 巻 第 5 号：（社）日本産業衛生学会（2025）
- 3) 発がん性物質の分類とその基準(第 7 版)：（社）日本化学物質安全・情報センター(2007)
- 4) 化学物質総合情報提供システム：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
- 5) JIS Z 7253：2025（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））
- 6) ACGIH（米国産業衛生専門会議）Table of exposure limits for chemical and biological substances(updated 2025)
- 7) IARC Monographs of Evaluation of Carcinogenic Humans Vol.81(2002), “Man-Made vitreous fibers”
- 8) 硝子繊維協会、セラミックファイバー工業会、ロックウール工業会 「人造鉱物繊維(MMMF) 繊維濃度測定マニュアル」(1992)
- 9) 硝子繊維協会、ロックウール工業会 「工事現場等における人造鉱物繊維濃度測定マニュアル」(1995)
- 10) ロックウールメーカー安全データシート
- 11) セメントメーカー安全データシート
- 12) 添加剤メーカー安全データシート

これらの情報は新しい知見に基づき、改定されることがあります。

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の情報は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありません。

【改訂履歴】

版	改訂年月日	改訂理由
a	2022 年 4 月 12 日	制定
b	2024 年 4 月 1 日	1 項に「推奨用途」及び「使用上の制限」を追加。 製造上、ロックウール粒状綿にオイルを塗布していることが判明したため、本 SDS にも鉱油を追加。 労働安全衛生法の改正により、ポルトランドセメントが通知対象物から除外されたため、3 項及び 15 項からポルトランドセメントの法令番号を削除。
c	2025 年 2 月 10 日	社名変更及び本社移転に伴い、1 項の「会社情報」を変更。
d	2026 年 1 月 29 日	添加剤の 2 社購買に備えて、3 項を変更。
e	2026 年 5 月 15 日	「1. 製品及び会社情報」の担当部門名変更 「3. 組成及び成分情報」の労働安全衛生法通知対象物 : 314⇒1118 JIS Z 7252 / 7253 改正に伴う表記変更 ポルトランドセメント SDS 改正に伴う変更